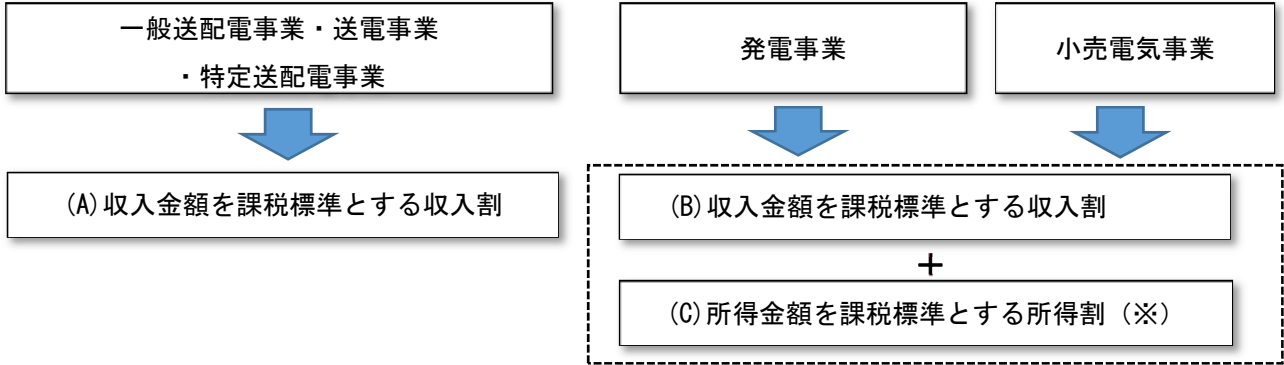


電気供給業を行う法人の事業税について（概要版）

令和3年1月 長野県／県税事務所

電気供給業（再生可能エネルギーによる発電等を含む）を行う法人の事業税として申告額は事業の区分に応じて以下のとおりですので、ご確認のうえ申告をお願いします。

（令和2年4月1日以降開始事業年度から適用）



※ 外形標準課税対象法人の場合は所得割に代えて付加価値割及び資本割を申告します。

税率

一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業

(A) 収入割 . . . 1.0% 及び 収入割に対する特別法人事業税 . . . 30%

発電事業・小売電気事業

(B) 収入割 . . . 0.75% 及び 収入割に対する特別法人事業税 . . . 40%

(C) 所得割 . . . 1.85% (所得割には特別法人事業税は課されません。)

(外形標準課税対象法人のみ) 付加価値割 . . . 0.37% 資本割 . . . 0.15%

課税標準の計算方法

(A)・(B) 収入金額 . . . 次の算式によって計算します。

$$\text{収入金額} = \text{① 収入すべき金額} - \text{② 控除すべき金額}$$

①収入すべき金額 . . . 原則として電気事業会計規則による収入で、電気供給業の事業収入に係るすべての収入をいいます。

②控除すべき金額 . . . 国等からの補助金、固定資産等の売却収入、受取利息配当金等、法令により列挙される金額をいいます。

(C) 所得金額 . . . 原則として法人税の所得の計算の例によって計算します。（電気供給業以外の事業を併せ行う場合には法人税の課税標準となる所得とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。）

主な提出書類

- ・ 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ 法人税法施行規則様式別表4の写し
- ・ 収入金の内訳が確認できる資料（勘定科目明細書等）
- ・ 区分計算書（電気供給業以外の事業を併せて行う場合）（※県参考様式：別記様式第1号～第5号）

裏面もご覧ください

電気供給業以外の事業を併せて行う場合について

原則

電気供給業とその他の事業部門毎に区分計算を行い、それぞれの税額を算出し、合算して申告します。

※ 区分計算を行う場合で、電気供給業とその他の事業に共通する収入・経費がある場合は、売上金額等の妥当な基準により按分します。

※ 所得等課税事業又は収入金額等課税事業の所得割の算定において欠損金が生じる場合は、それぞれに区分された欠損金のみを、翌期以降の各事業に区分された所得金額から控除することができることに注意してください。

例外

従たる事業が軽微であるため、主たる事業の附帯事業と認められる場合には、主たる事業に対する課税方式のみで税額を算出し、申告することができます。

「軽微」とは、一般的に従たる事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。

中間（予定）申告について

事業年度が6ヶ月を超える収入金額課税法人及び収入金額等課税法人（発電事業及び小売電気事業）は、前年度の税額及び法人税の義務の有無にかかわらず、法人事業税について中間申告義務があります。

準備期間について

現に電気供給を行っていない間は、法人事業税における電気供給業には該当しません。

発電施設の建設中等で、まだ電気供給を行っていない事業年度については、所得等課税事業の申告方式により申告して下さい。

※ 詳細な申告の手引き、申告書様式等はこちらからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/shinse/kenze/hojin.html>

その他ご不明な点は、最寄りの県税事務所又は以下までお問い合わせ下さい。

長野県総務部税務課 課税係
TEL 026-235-7049 (直通)
FAX 026-235-7497